

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 新明和工業株式会社

法人番号 : 7140001082323

業者の住所 : 兵庫県宝塚市新明和町1-1

2 指名停止の期間

令和7年12月3日～令和8年2月2日（2か月）

3 指名停止の措置対象地区

全地区

4 事実概要

新明和工業株式会社及び極東開発工業株式会社は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関する情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。

また、新明和工業株式会社及び極東開発工業株式会社は、令和4年4月以降も鋼材等の価格が引き続き高騰したことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車（じんかいしゃ）に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。

令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものであるとして公表した。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第5号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～4 省略 (独占禁止法違反行為)	省略
5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から発生地区を対象として2か月以上9か月以内
6～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)